る 審議事項		第4回 第5回 (9/2)	次期基本計画に関する 基本的な考え方(案)	審議状況
1 PDCAサイクルの確立・				
2 統計基盤のデジタル化の推進			i)各府省は、統計調査の結果、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Statに登録する。また、機械判読可能な統計データの整備に係る各種方針を踏まえ、メタデータの整備、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充、API機能に対応するための統計情報データベースでの登録を計画的に実施する。加えて、総務省と連携して、統計調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報をe-Statに登録する。なお、総務省は、上記方針を情報通信技術(ICT)の進展やユーザーニーズを踏まえて随時見直すとともに、各府省への統計データの登録に係る周知や、各府省における統計データの登録状況を確認しつつ、当該業務を引き続き支援する。【総務省、各府省;令和5年度(2023年度)から実施する】ii)総務省は、e-Statについて、検索性の向上、データカタログ機能の追加、ユーザーインターフェースの改善を図るとともに、各府省が利用するその他の政府統計共同利用システムについても、利便性や操作性の向上、機能改善を図る。	計データ間の連携や接続がしやすい環境を整備していく必要がある。 ・e-Statはデータ分析の前段に欠かせないデータ収集のための重要なツーであるので、統計専門人材を育成するためe-Statの教育現場での活用を推進してほしい。 ・e-Statの整備・改善においては、一般の利用者からの利便性等に関する意見はもちろん、統計職員による利便性・操作性などに関する意見も把握
			ii)総務省は、ビッグデータを活用した試行的な取組(ビッグデータ・トライアル)を行うため、ビッグデータを試験的に利用(ビッグデータ・シェアリング)できる場やビッグデータの活用に関する情報を一元的に集約・提供する場(ビッグデータ・ポータル)の準備など効果的な環境整備を行う。このうち、ビッグデータ・ポータルにおいては、ビッグデータの活用に関し、情報共有、関係者同士のマッチング、新たな利活用事例の創出等に向けた取組を促進するとともに、ビッグデータ・ポータルを利用する利用者のニーズ等も踏まえ、情報のアップデートや機能の追加・強化など、必要な対応を随時行う。また、ビッグデータ・シェアリングの実施に向け、主にビッグデータの保有者である民間企業と連携しつつ、データ分析に係るイベント等を随時開催するなど、関	(主な意見) ・ビッグデータの定義に関して国連がレポートを出しているので参考にしてほい。 ・政府がビッグデータを活用する意義として、第一義的には公的統計の改議に貢献していくところ、つまり報告者負担の軽減や精度の向上に、一層フォーカスすべきではないか。 ・横の連携が図られるためには、産業分類コード等のコードインフラを民間にも積極的に開放し、win-winの関係を構築できるよう普及し、使っていたくということが必要ではないか。 ・ビッグデータについての研究者や官庁統計に携わっている方々の分析・評価は、その質の向上に資する。 ・ビッグデータ作成・保有者の共有・公開に関する意向を把握する必要も認るのではないか。 ・今後の取組の視点として、アジャイル型の視点などを具体的に追加してはどうか。 ・既にあるビッグデータと政府のニーズとのマッチングが難しい。このようなマッチ

「◎」は確定、「○」は一部修正(座長一任)、「△」は継続審議

審議テーマ	★ =示 + 10		第4回 第5回 (9/2)		審議状況
				【総務省、各府省;令和5年度(2023年度)から実施する】 iv)ビッグデータに関する各種課題の解決に向け、総務省が中心となって各府省や 関係機関とも連携しつつ、各種データの実証研究等を行い、ビッグデータ連携会議	使っていくかも課題ではないか。 ・ビッグデータの利活用のためには、匿名化・安全性の確保などの前提づくり、利便性、コストの問題、アジャイル型のアプローチを含めて検討することが必要ではないか。
	3 統計の比較可能性の 確保等の取組			統計基準は、公的統計の統一性又は総合性を確保するための技術的な基準として重要な役割を担っており、引き続き、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、適時・的確に見直しを行っていくことが必要。 i) 日本標準産業分類については、生産技術の類似性に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた見直しとなるよう、令和5年度(2023年度)までに改定を行う。【総務省;令和5年度(2023年度)までに実施する。】 ii) 日本標準職業分類については、国際標準職業分類の状況や職業に関する	【審議結果】 基本的な考え方はおおむね了承 (主な意見) ・データ駆動型社会の実現に向け、日本標準産業分類等のコードを積極的に情報発信(開示)し、将来的に、統計データ、民間データ及び行政記録情報等の間で接続ができるよう工夫されれば良いのではないか。 ・生産物分類について、日本標準商品分類の取扱いも含め、それらの関係の整理が必要ではないか。 ・就業構造の変化に伴う新たな働き方などの把握や調査間での比較可能性が重要。 ・季節調整法の最新の状況も踏まえた方向性の確認は必要ないか。
II 統計調 査の環境整	1 統計調査の環境整備				
	2 報告者の負担軽減				
	3 災害・感染症等の発 生時における対応				

「◎」は確定、「○」は一部修正(座長一任)、「△」は継続審議

審議テーマ	審議事項	第1回 (7/1) (次期基本計画に関する 基本的な考え方(案)	審議状況
Ⅲ 統計の	1 EBPMの推進・民間で				【統計ニーズの把握】	【審議結果】
利活用の推り	D活用の促進				公的統計の作成及び提供に当たっては、社会経済情勢の変化に伴い生ずる統	基本的な考え方はおおむね了承
進					計ニーズを把握し、そのニーズに的確に対応することが重要であり、引き続き、統計	(主な意見)
					ニーズや報告者の声を把握し、改善の取組を不断に進めていくことが必要	・EBPMの実現のために幅広いニーズ把握に努める必要があることを強調し
						た上で、報告者に過度な負担をかけないよう対応していく方向性が良いので
					i) E B P M推進委員会が実施する統計ニーズの提案募集の取組と連携しつ	はないか。
					つ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声(提案)を経常的に募集し、	・報告者の負担軽減、府省側ニーズ、実施側ニーズは、どちらか一方に偏る
					また、各府省が収集した報告者の声や統計ニーズのうち、府省横断的な検討が必	のは問題で、それらのバランスはとっていただきたい。
					要と考えられるものについて各府省から報告を受け、これらの募集や報告により把握	・時系列データの充実など調査の負担を増やさずともニーズに応えられるもの
					した提案等について、関係府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統	もあるが、この場合もリソースは必要。学会との連携・協力などの方向性が
					計委員会を中心に定期的にその対応状況のフォローアップを実施する。【総務省;	打ち出せないか。
					令和5年度(2023年度)から実施する】	・統計作成者側が統計の必要性などのニーズを的確に把握・理解すること
					ii)所管統計調査の企画・設計に当たっては、報告者の声、府省内外の統計	によって、当事者意識が高まり、より良い統計が作成される好循環が生まれ
					ニーズを別途把握するとともに、これまでに募集・把握した報告者の声や統計ニーズ	てくるのではないか。
					も踏まえることにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応を図ることに	
					加え、各府省の政策立案総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を確認	
					し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。	
					【各府省;令和5年度(2023年度)から実施する】	

「◎」は確定、「	「◎」は確定、「○」は一部修正(座長一任)、「△」は継続審議								
審議テーマ	審議事項	第1回 第2回 (7/1)						審議状況	
Ⅲ 統計の		(7/1) (7/15)	(8/3)	(9/2)	(9/22)		【統計リテラシーの向上】 総務省は、統計リテラシーの向上、また、国民や事業者の統計調査に対する協力意識の醸成や統計人材の育成の観点から、関係府省や教育機関等と連携しつつ、「統計の日」を中心とした各種事業・イベントの開催、地方公共団体における取組の支援を行うほか、よりきめ細やかな習熟度別や業務別といった様々な切り口での学習コンテンツ等を作成し、それらの更なる充実を図るとともに、それらの提供手段の多様化も図る。 【総務省;令和5年度(2023年度)から実施する】	【審議結果】 基本的な考え方はおおむね了承 (主な意見) ・国や地方公共団体の職員に対する研修については、各府省の統計担当	
	2 調査票情報の利活用 の促進								
ソースの確 保・人材育 成	1 統計リソースの確保と 業務効率化								
	2 統計人材の育成								
	3 統計リテラシーの醸成と意識改革								
	4 中央統計機構の役割								

⁽注)第1回のWGでは、当面の審議の進め方と第Ⅲ期基本計画の取組状況(共通基盤部分)を概括的に報告・審議